熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	_	目次					資料一覧	資料6、7、11をご提示ください。	募集要項等公表時までに公表します。
2	4	第 1	5	(1)			事業範囲	を希望した場合は、委託料は増額される認識でよいか。	ブに係る使用料の徴収代行及び還付業務 は、保育料の納付を現金で希望される方が いた場合のみ、事業者が実施してくださ い。
3	9	第1	9	(1)			光熱水費の負担	新しい施設で想定される利用人数(日最大、年間)をご教示ください	事業者にて適切な利用者数を想定してください。
4	9	第 1	9	(1)			光熱水費の負担	既存施設のエネルギー・水消費量をご教示 ください	募集要項等公表時までに公表します。
5	9	第1	9	(1)			光熱水費の負担	既存施設の光熱費資料をご教示ください。	募集要項等公表時までに公表します。
6	9	第1	9	(7)			財務書類の提出	「事業者は」とあるが、提出する財務書類はSPCのものという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
7	14	第 2	2	(2)			敷地条件及びイン フラ整備状況	各設備管理者への確認は、提案前の段階で 実施してもよろしいでしょうか。	上下水道に関する問い合わせは、こども課を通して担当課に確認しますので、こども 課宛に確認事項を示してください。 電力・ガスに関する問い合わせは応募段階 であることを明確にした上で、可としま す。
8	14	第 2	2	(2)			敷地条件及びイン フラ整備状況	「また、接続に当たっての工事費用、引き渡しまでの期間にその他の初期費用等が需要者負担となる場合には、事業者の負担とする」とありますが、仮に引込み負担金が発生する場合、提案段階で確定的な金額を見込むことは困難であるため、市の負担としていただけないでしょうか?	
9	15	第 2	2	(2)	ア		インフラ敷設情報	「上水」「下水」「ガス」「電力」「電話」について、提案前の段階で応募者において個別に相談・協議することは認められるでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答 No.7をご参照ください。

No	. 頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
10	16	第 2	2	(3)	ア		屋内機能		規模を記載している諸室はその規模を確保することが原則となります。ただし、規模を下回る場合は、各施設の要求水準や目的を満たした上で、施設運用や利用者にとって有効な場合は、それらの計画意図を明示して提案してください。
11	16	第 2	2	(3)	ア		屋内機能	「なお、各機能の面積は上記規模の面積を下限値とし、+5%を上限値とする。」とありますが、P.20以降の「3 施設別の要求水準」に示された要求諸室ごとの規模(面積)についても同じでしょうか?また、P.16の上記記述に付随する但し書きにおいて、提案者の創意工夫に基づき、計画意図を明示して提案することを許容する記述があり、要求諸室ごとの規模(面積)についても同様と考えて宜しいでしょうか?	要求水準書(案)に関する質問への回答 No. 10をご参照ください。
12	17	第 2	2	(4)	イ	(イ)	子育て支援・保健 拠点施設整備の配 置計画・動線計画	ること。とありますが、独立したセキュリティが確保されていれば、(仮称)保健センター等と一棟としても差し支えないで	不可とします。
13	18	第2	2	(4)	イ	(ウ)	子育て支援・保健 拠点施設整備の配 置計画・動線計画	ることとありますが、位置はP17のように 敷地南寄りに限らないものと考えて宜しい	整備地の南東側に配置してください。要求水準書を修正します。
14	20	第2	3	(1)	イ		整備方針	市が別途定める「子育て世代包括支援センター」「ファミリー・サポート・センター」の運営事業者の公募スケジュール等についてご教示ください。	令和7年12月までに運営事業者を決定する 予定です。
15	25	第 2	3	(1)	工	2	販売コーナー	販売方法については任意とするとありますが、販売する飲食物についても事業者が任意に設定してもよろしいでしょうか。	要求水準書P94に記載のとおり、販売品目は飲料、お菓子及び軽食を基本としますが、その他の販売品目については市と協議して設定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
16	26	第 2	3	(1)	工	3	任意諸室	任意諸室については、その設置はあくまでも任意であり、そのすべてを満たすことができなくても、要求水準の逸脱ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	26	第 2	3	(1)	工	3		知的玩具等子どもに関する物品の販売は民間収益事業に該当するのでしょうか。	目的外使用許可を取得し、民間収益事業として実施してください。
18	28	第 2	3	(2)	工	2	保育室1~3	にすること。」とありますが、240㎡の	基本的に3室での利用を想定しておりますが、将来的な用途の変更等を視野に入れ、 1室での利用も可能な構造にしてください。
19	40	第2	3	(5)	エ	2	隔離診察室1・2	すが、陰圧室とすることが求められている	陰圧室とする必要はありませんが、①独立 空調とすること ②換気回数、温度、湿度 等の管理が行えるようにすること ③清掃 しやすい構造 としてください。
20	40	第2	3	(5)	工	2	隔離診察室1・2	隔離診察室の感染症対策に沿った空調設備 及び換気設備に基準等あれば、お示しくだ さい。	基準等はありません。「感染症対策に配慮 した空調設備及び換気設備」と修正しま す。
21	43	第 2	5	(2)	ウ	(ク)	受変電設備	「公用車が電気自動車に切り替わることを想定し、」EV・PHEV充電用屋外コンセントの設置を求められておりますが、この設備はあくまでも公共用であり、一般利用者の便に供する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	49	第 2	7	(1)	イ	(イ)	アプローチ	・アプローチについて、車両の出入口を西側、東側の両側に必ず設けなければならない理由を教えてください。	保育所の集約に伴い、多方面からの送迎が 想定されること及び非常時に東西道路への 車両通路としても利用可能となるよう想定 しています。
23	51	第2	7	(1)	コ	(ウ)	基本事項	に当たっては、落葉など周辺住民に与える	指定樹木以外については、整備地全体の配置計画、外構計画、落ち葉対策等の近隣住民への配慮を踏まえて事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
24	54	第3	2	(3)			申請等業務	引」によれば、本計画敷地は幅員9.0m以上の道路に接している必要があると思われますが、ゆうゆうバスや大型バスのアクセス動線となる東側道路を9.0m以上に拡幅することを想定されているのでしょうか。	東側道路については、道路の拡幅の予定は ありません。
25	54	第3	2	(3)				の往来を想定すると尚更幅員9.0m以上で あることが必要と思われますが、石原小学 校と大原中学校の間を通る北側の道路まで	東側道路の拡幅の予定はありません。当該 道路は一方通行であり、車両のすれ違いが 生じないこと、また歩車道分離のブロック が設置されておらず、出入口の配置に関す る制約も少ないことから、バスの通行が可 能であると想定しています。
26	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発許可に関して、貴市の都市整備部開発 審査課に直接問い合わせてもよろしいで しょうか。	開発許可に関する問い合わせは、こども課 を通して担当課に確認しますので、こども 課宛に確認事項を示してください。
27	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発行為に該当する理由を教えてください。	建築を予定している、(仮称) こどもセンター、(仮称) 保健センター、(仮称) 中央保育所、休日・夜間急患診療所は事前協議において用途上可分と判断されており、建築敷地を分けて整備することを想定しています。 敷地分割をした場合は、区画の変更となり開発行為となると考えています。
28	54	第3	2	(3)			申請等業務	で事業スケジュールを設定されているもの	37条を前提として考えています。 なお、前提内容として、開発行為と建築行 為が密接な関係にあるため、工事工程上の 理由等により建築工事と切り離して施工す ることが不適当であり、開発工事と建築工 事とを同時に行ったとしても開発区域及び その周辺の安全性に支障がないと考えられ るからとしています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
29	54	第3	2	(3)			申請等業務	開発許可申請などに関する設計等の手引」の(道路基準)の表1幅員9m以上ではなく、表2幅員6m以上に該当する開発区域として、協議済と捉えて宜しいでしょうか?また現在の接道状況は必要な条件が整備済と考えて宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
30	54	第3	2	(3)			申請等業務	可申請などに関する設計等の手引」により ますと公園等の設置を求められております が、本開発区域は公園設置が特に必要がな	整備予定地は約2.7haであるため、3%の広場の設置が必要であると想定しております。(仮称)こどもセンター屋外広場等を約1,000㎡設けるため、条件を満たしていると考えます。
31	54	第3	2	(3)	イ		申請等業務	「イ 建築確認申請等」は計画通知は適用しないことが前提でしょうか?本事業は「BTO方式」ではなく、申請者は市長とすることも明記されており、計画通知の適用が妥当かと思料しますが、そうでない判断があれば、その詳細をお示しください。	計画通知とし、要求水準書を修正します。
32	55	第 3	2	(3)	イ	(ウ)	申請等業務	ンター、(仮称) 新石原児童クラブ、(仮称) 保健センター、(仮称) 中央保育所は、全て児童福祉施設等の用途に該当するため用途不可分となり、法的に分棟配置が	よって、施設ごとに敷地を計画するか、複合施設として計画してください。
33	55	第3	2	(3)	イ	(ウ)	申請等業務		(仮称) 中央保育所は他施設と区画する計画であるため、別敷地を前提としてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
	55		2	(3)	イ		申請等業務		要求水準書(案)に関する質問へ回答
35	55	第3	2	(4)			その他業務	交付金申請に関する申請手続きに関して、 万が一遅延があった場合のリスク負担は市 の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の事由による交付金申請手続きの遅延を除き、交付金遅延の場合のリスクは市の負担とします。
36	56	第3	3	(4)			工事監理者	本事業において工事監理業務は事業者の業 務範囲外であり、市が別途、工事監理者を 定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	56	第3	3	(4)			工事監理者	事監理業務を実施させるものと理解します	前段について、工事監理者の業務範囲は、 ご理解のとおりです。 後段について、工事監理業務の仕様書 (案)は、現時点で公表できる資料はあり ません。
38	56	第3	3	(4)			工事監理者	行上の瑕疵 (契約不適合) や善管注意義務違反に関するリスクは市が負担し、事業者は負担しないものと理解してよろしいでしょうか? 可能であれば、工事監理者を含めたリスク分担の考え方をご提示ください。	遂行上の瑕疵 (契約不適合) や善管注意義
39	57	第3	3	(6)			解体・撤去工事業 務	解体・撤去工事は設計期間におこなうこと はできるでしょうか。	可能です。ただし、既存ひろば利用者に配 慮して、期間を提案してください。
40	57	第3	2	(6)			解体・撤去工事業 務	既存樹木の樹高が分かる資料をご提示ください。	樹木の高さに関する資料はありません。各 自で現地をご確認ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
	58		4	(7)				「ITインフラの整備に当たっては事前に市と協議すること。」とありますが、どの	各施設におけるLANの整備を想定しており
42	62	第4	3	(2)			パンフレットの作 成	設の施設写真以外の制作のための資料等の データーは貴市より提供されるとの理解で よろしいでしょうか。	必要な範囲において市から情報提供しま す。
43	63	第4	5	(1)			開館式典及び内覧 会の実施		開館式典は市が実施します。事業者は、本施設の内覧会及び(仮称)こどもセンターの一般開放を事業者の費用負担にて実施してください。
44	71	第 5	5	(2)	ゥ	(ア)	廃棄物の管理及び 処分	の廃棄物は、市の指定する方法に従い、事業者にて適切に搬出・処分すること。」とする記載がございますが、直営施設で発生法とのに排出事業者」は貴市のみが該当されると想定されます。また、排出量を事業者が想定し積算することは困難であり、特につき、特につき、とは困難であり、特につき、特につき、とは事業者で管理及び処分することは事業者で管理及び処分することは	ご指摘の箇所は、直営施設で発生する廃棄物を除いて、事業者が適切に廃棄物を処分することを示した記載です。なお、直営施設で発生する廃棄物の分別などの責任は市が負いますが、敷地内集積所への廃棄物(一般ごみ)の移動や集積所の維持管理については事業者にて実施してください。ただし、休日・夜間急患診療所で発生する医療廃棄物については、市にて一般ごみとは区別して管理・処分します。
45	72	第5	6	(3)	ア	(ウ)	基本的な考え方	機械警備は、職員等不在時の対策なので、 24時間365日の時間に対応するためには、 日中は有人警備が必要という理解でよろし いでしょうか。	要求水準書P72に記載のとおり、機械警備を基本としますが、事業者の判断で必要に応じて有人警備を実施してください。
46	72	第5	6	(3)	ア	(ウ)	基本的な考え方	繁忙期~ は増員する場合は人の手配ができる準備を整えることであり、費用は要求水準外という理解でよろしいでそしょうか?	事業者の費用負担にて実施してください。 なお、イベントに保育所での定期イベント (運動会等) は含みません。
47	72	第5	6	(3)	ア	(ク)	基本的な考え方	火の元~点検とございますが、この点検は 消防設備士の資格が必要なものでしょう か。	消防法に基づく点検の場合は、ご理解のと おりです。

						小項目3		質問の内容	質問への回答
48	72	第 5	6	(3)	ア	(ケ)	基本的な考え方	生する頻度をご教示お願いします。	鍵の受け渡しとは、主に専用使用に係る利用者への鍵の受け渡しを想定しておりますので、頻度の想定はありません。なお、直営施設及び運営施設のマスターキーの取扱いについては、募集要項等の公表時までに、追加公表予定の資料11「複合施設に跨る業務の役割分担について」の中で示します。
49	73	第5	6	(3)	イ		駐車場・駐輪場の 警備	事業者は、常に駐車場~ とございますが、この業務の夜間の監視方法はカメラ等の機械警備でもよろしいでしょうか?	適切に監視が行えるのであれば、機械警備でも問題ありません。
50	73	第 5	6	(3)	ウ		交通誘導警備		交通誘導警備は要求水準です。事業者の費 用負担にて実施してください。
51	73	第 5	6				警備業務	拾得物の受付管理保管等は事業外という理解でよろしいでしょうか。	遺失拾得物の管理・届け出は事業者の業務 範囲です。詳細な範囲は、募集要項等の公 表時までに、追加公表予定の資料11「複合 施設に跨る業務の役割分担について」の中 で示します。
52	73	第 5	6				警備業務		市の要望が要求水準書の変更を伴うものであれば、ご理解のとおりです。
53	81	第6	1	(7)	オ		業務実施上の留意 点	市内の教育機関及び児童福祉施設の想定される施設をご教授ください。	市内の小中学校や高校、保育所などを想定しています。
54	81	第 6	1	(8)			非常時等の対応	まり3日間程度滞在可能な施設計画を求め	避難所としての指定は想定していません。 施設の利用者の一時的な安全を確保する目 的です。なお、災害時に帰宅困難者が発生 した場合は、施設を市職員に引き継ぐまで の間(最大1日程度を想定)、運営施設に おける初動対応を実施してください。 災害時の対応における人件費、施設管理経 費等については、市と指定管理者との協議 により、市が負担すべき経費を決定するも のとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
	82		1	(9)				「イ (仮称) 子育て支援・保健拠点施設 運営協議会」の開催頻度はどのくらいを想 定しているか。	年間2~3回程度の開催を想定しています。
56	90	第6	6	(1)	イ		地域子育て支援拠 点事業に関する業 務	子育てサークルの開示はあるか。	具体的な自治会や子育てサークルの想定はありません。 なお、熊谷市ホームページにて子育て支援 に関する情報を開示していますので、ご参 考にしてください。 (https://www.city.kumagaya.lg.jp/koso date/ninshin_shussan/kodomo/index.html)
57	90	第 6	6	(1)	ウ		するイベントや講	ますが、こちらも自主事業扱いになるのでしょうか。また、指定管理料に含めるイベ	資料10の中で示す(仮称)こどもセンター、地域子育て支援拠点、(仮称)新石原児童クラブのイベントの内容及び頻度は、運営業務の中で実施を必須とします。資料10に示す内容以上のイベントについては、自主事業としてご提案ください。
58	90	第6	6	(1)	工		ヤングケアラーの 支援に関する業務	ヤングケアラーの息抜きや相談などの場所は、支援室等P21~の要求諸室を使うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	91	第6	6	(1)	才		図書の管理		ご理解のとおりです。事業者の提案に委ねますが、良識の範囲で利用者の特性に応じた適切な図書を選定してください。
60	91	第6	6	(1)	才		図書の管理	書の利用が可能なのか、館内で可能なの	運営施設内及び屋外広場・芝生広場であれば、適切な管理を前提に図書室外への持ち出しを認めます。館外への貸出は認めません。
61	93	第6	7	(3)			自主事業の実施場 所	屋外での自主事業は認められると理解して よろしいでしょうか。	一般利用者の利用を妨げない範囲で、屋外 での自主事業を認めます。
62	93	第6	7	(3)	ア		自主事業の実施場 所	自主事業の可能な場所が指定されています が、屋外での実施は不可でしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.61を ご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
63	94	第7	2				事業者の提案によ る民間収益事業	民間収益事業は、市の承認を得た上で実施 することができるとありますが、民間収益 事業の実施は必須ではないと考えてよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	94	第7	2					「事業者は、本体施設及び事業用地において」とありますが、合築は認められないとされているので、本体施設とは建物以外の土地の一部と理解すればよろしいでしょうか。	地内で目的外使用許可を取得し、実施して
65	94	第7	2				事業者の提案によ る民間収益事業	提案による事業や業務等を実施することが できるとされていますが、後段「(3) 民間	定期借地権の設定は前提としておりません。建物内及び事業用地内で目的外使用許可を取得し、実施していただくことを想定しております。
66	95	第7	2	(3)	ア	(ウ)	基本事項	「(ウ)本施設との合築は認めない」とありますが、なぜ合築は認められないのでしょうか。	将来的な民間収益事業の撤退リスク等を踏まえ、合築は認めていません。